

資 料

中国刑事訴訟法の司法解釈

野 村 稔
張 凌

まえがき

1996年3月17日に中華人民共和国刑事訴訟法（邦訳は、ジュリスト1109号（1997年）62ページ以下に掲載されている）が改正されてから、最高人民法院、最高人民検察院、公安部が続々と刑事訴訟法の適用に関する解釈を公布している。これらのいわゆる「司法解釈」は刑事訴訟法の規定を解釈しながら刑事訴訟法に規定していない内容も含まれているので、中国刑事訴訟法ないし刑事制度を検討するための不可欠な資料である。

資料の1は刑事訴訟法の条文を解釈することを中心とするものであり、資料の2ないし4は刑事訴訟の実務に着目して解釈したものである。特に、後者は、捜査、起訴、裁判をそれぞれに中心として刑事訴訟の実務を詳細に規定しているので、これらの解釈を通じて中国の刑事司法の現状を明らかにすることができる。

したがって、今後は中国の刑事訴訟法ないし刑事司法を検討するためにこれらの「司法解釈」の全文を翻訳することにする。